

- 本書は、電気事業法第2条の13第2項および同法第2条の14第1項の規定に従い、株式会社U-POWER（以下「当社」といいます）が株式会社UPX（以下「UPX」といいます）との取次ぎ契約にもとづき、お客さまとの間で電気需給契約（以下「需給契約」といいます）を締結するにあたり供給条件に関する重要な事項を記載し、説明するものです。なお、本書面は需給契約の内容の全てを記載しているものではありませんので、需給契約の詳細は「電気需給約款 [USENでんき 低圧]」（以下「需給約款」といいます）および別途定める「料金表 [低圧]」（以下「料金表」といいます）の内容をかならずご確認ください。

- 本書に記載の当社の電気料金プランは、燃料価格および一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます）のスポット約定価格（以下「約定価格」といいます）により変動いたします。
- 燃料価格またはJEPX約定価格が安価になる場合は、燃料費調整額または市場価格調整額（以下「調整金」といいます）が負の金額となり電気料金が安くなる一方、燃料価格またはJEPX約定価格が上昇した場合は、調整金が正の金額となり電気料金が高くなる場合があります。なお、この調整金に上限はありません。

1. サービス提供者およびサービス名称

需給契約により提供するサービスの提供者およびサービスの名称は次の通りとします。

(1) サービス提供者

小売電気事業者	株式会社UPX (小売電気事業者登録番号：A0890) 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 電話番号：03-6823-1703（代表） ※お問い合わせ：0120-866-440 受付時間：平日 10:00～18:00 ※祝日・年末年始を除きます。
取次事業者	株式会社U-POWER 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 電話番号：0120-866-440 受付時間：9:00～22:30（年中無休） （USENエネルギーカスタマーセンター）

(2) サービス名称

電灯プラン、電灯フラットプラン、電灯フラットプランS、電灯フラットプランA、電灯フラットプランN、動力プラン、低圧電力プラン
--

2. 需給開始予定年月日

需給契約に記載のとおりとし、具体的には別途協議いたします。

3. 需給契約の申込み

お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ当社の需給約款、料金表およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます）が定める託送供給等約款ならびにその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます）における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社所定の方法によって申込みをしていただきます。

4. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。
- (4) 需給契約の更新に係る供給条件の説明、契約更新前の書面または契約更新後の書面の交付を行なう場合は、当該需給契約の更新に関する事項のみ記載するものとし、当社が適切と判断した方法により行なうものといたします。なお、関係法令等において許容される限りにおいて、契約締結前交付書面の交付は省略するものといたします。

5. 供給電圧および周波数

託送約款等にもとづき、供給電圧は、標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトといたします。また、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。

6. 契約電力

- (1) 電灯プランの場合
各月の契約電力は、30 分ごとの使用電力量により決定いたします。30 分ごとの使用電力量のうち、月間で最も大きい値を2倍した値を最大需要電力といい、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- (2) 電灯プラン以外のプランの場合
契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまと当社またはUPXとの協議によって定めます。ただし、需給契約による電気の小売供給を受ける前に電気の小売供給を受けている場合は、需給約款による需給契約の申込みの際の契約電力を基準として定めます。

7. 料金その他の支払方法

料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。支払いは原則として口座振替によるものとし、振替日は、託送約款等により、当該一般送配電事業

者が定めた検針日に応じて以下のとおりといたします。なお、振替日が土・日・祝日のときは、その翌営業日といたします。

エリア	12 日振替	27 日振替
	基準検針日（基本検針日）	
北海道エリア	03～11	01、12～24
東北エリア	02～07	01、08～17
中部エリア	02～10	01、11～19
北陸エリア	02～10	01、11～25
関西エリア	02～11	01、12～24
中国エリア	02～11	01、12～26
四国エリア	02～11	01、12～30
九州エリア	03～13	01、15～21

お客さまの事情により口座振替による支払いができない場合には、当社が指定した様式により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。なお、払い込みによる支払いをされる場合に要する費用はお客さまに負担していただきます。複数の需要場所の需給契約を締結する場合、各需要場所の電気料金の請求をひとつの請求に取りまとめのうえ請求いたします。

8. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、「3. 需給契約の申込み」および「4. 需給契約の成立および契約期間」等に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、契約期間については、従前の契約期間といたします。なお、この場合の供給条件の説明、契約締結前書面および契約締結後書面の交付は、当該変更を行った事項のみとし、当社が適切と判断した方法により行なうものといたします。

9. 需給契約の廃止

当社から需給契約を解約する場合を除き、原則として契約期間中の需給契約の廃止はできません。ただし、原則として廃止希望日の3月前までに、その廃止期日を定めて相手方に書面で通知し、お客さまおよび当社が合意した場合はこの限りではありません。

10. 当社からの需給契約の解約

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
 - イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
 - ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ニ 需給約款または料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他需給約款または料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ホ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形ま

たは振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

- ヘ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
 - ト お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - チ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - リ お客さまがその他需給約款または料金表に反した場合
- (2) 需給契約を解約する場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

11. 託送約款等の遵守

- (1) お客さまの土地または建物への立ち入りおよび調査計量器の検針もしくは計量値の確認、供給地点に至るまでの供給設備または計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査等を実施するために、当社もしくはUPXまたは当該一般送配電事業者がお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- (2) 保安に対するお客さまの協力

お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに当該一般送配電事業者にご連絡くださいますようお願いいたします。

 - イ 電気の供給に必要な電気工作物に異常もしくは故障があり、または異常もしくは故障が生じるおそれがある場合
 - ロ お客さまの電気工作物に異常もしくは故障があり、または異常もしくは故障が生じる恐れがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合
- (3) 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等にもとづき、次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止または制限していただく場合があります。

 - イ 当該一般送配電事業者およびお客さまの電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 当該一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

12. 工事費負担金等相当額の申受け等

UPXが当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の小売供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を

工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。

13. 信用情報の共有

当社またはU P Xは、お客さまが需給契約または他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払わない場合、需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

14. その他

- (1) お客さまが、他の小売電気事業者との新規契約または契約電力を増加された日以降1年に満たない場合や長期契約を締結している場合に契約先を変更される場合は、他の小売電気事業者より精算金を請求される場合がありますので、予めご確認をお願いいたします。
- (2) お客さまが、現在契約中の小売電気事業者から適用を受けている契約等による割引等は、当社との需給契約開始日以降適用されません。また、当社との契約満了後、現在契約中の小売電気事業者と再契約をされる場合、現在適用されている契約等による割引等が適用されない可能性があります。
- (3) 当社は、需給約款または料金表の内容を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款または料金表によります。また、需給約款の内容は、当社ホームページで確認することができます。
- (4) 当社は、お客さまの個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他適用のある法令、ガイドライン、当社の定める「個人情報の取扱いについて」（<https://u-power.jp/privacypolicy/>）および「小売電気事業分野における個人情報の取扱いについて」（<https://u-power.jp/retaillelectricity-privacypolicy/>）に基づき取り扱いいたします。

契約解除（クーリング・オフ）に関する事項

需給契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客さまが契約解除（クーリング・オフ）を行なおうとする場合には、下記内容を十分お読み下さい。

- ① この書面により勧誘を受けた日（その日の前に同法第4条又は第18条の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日）から起算して8日を経過する日までの間は、書面により契約の申込みの撤回又は契約の解除を行なうことができます。
- ② ①に記載した事項にかかわらず、お客さまが、当社が同法第6条第1項もしくは第21条第1項の規定に違反して契約の申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当社が同法第6条第3項もしくは第21条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の申込みの撤回もしくは契約の解除を行なわなかった場合には、当社が交付した同法第9条第1項ただし書又は第24条第1項ただし書に定める書面を契約者等が受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行なうことができます。
- ③ 契約の申込みの撤回又は契約の解除は、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。
- ④ 契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合においては、当社は、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を請求いたしません。
- ⑤ 契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合には、既に契約に基づき電気が提供されたときにおいても、当該電気に係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
- ⑥ 契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は、速やかに、その全額を返還いたします。
- ⑦ 契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合において、契約に係る電気の提供に伴いお客さま等（同法第9条第1項又は同法第24条第1項の申込者等をいう。）の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

【書面送付先】

〒141-0021

東京都品川区上大崎三丁目1番1号 目黒セントラルスクエア
株式会社USEN エネルギー事業部 USEN でんき事務局 宛

【注意事項】

契約解除（クーリング・オフ）をされますと、電気が使えなくなりますので、契約解除の申請にあたっては、あらかじめ新たな電気の契約を締結してください。

- 以下（「15. 請求金額の計算方法等」、「16. 電気料金単価」、「17. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」、「18. 燃料費調整額」、「19. 市場価格調整額」および「20. その他調整額」）は、小売供給に係る料金等の特に重要な事項となります

15. 請求金額の計算方法等

(1) 請求金額等のご案内

月々の料金、使用電力量その他お客さまへのご案内事項は、電磁的方法により、お客さまにお知らせいたします（郵送によるお知らせは実施いたしません。）。

(2) 初回事務手数料

プラン適用初回のみ、事務手数料として3,850円（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。

(3) 電気料金の計算方法^{※1}

基本料金 ^{※2} または最低料金
+
電力量料金
電力量料金単価×使用電力量 +
燃料費調整単価×使用電力量 +
市場価格調整単価×使用電力量 +
再生可能エネルギー発電促進賦課金 ^{※3}
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 ×使用電力量 +
その他調整額 ^{※4}
その他調整額単価×使用電力量

※1 電灯プランまたは電灯フラットプランにおいて、基本料金と電力量料金の合計が料金表の最低月額料金を下回る場合は、最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

※2 まったく電気を使用しない月は半額といたします。

※3 法令に基づきお客さまから申し受ける金額です。

※4 容量市場における供給力の取引に関してUPXが負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を申し受けます。

(4) 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量

期間または検針期間（以下「計量期間等」といいます）といたします。ただし、電気の小売供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間とし、需給約款にもとづき日割計算を行います。

(5) 使用電力量の計量および算定

使用電力量は、30分ごとに、需給地点で計量された電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。なお、計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、お客さま、当該一般送配電事業者、当社およびUPXとの協議によって定めます。

(6) 料金の支払義務および支払期日

料金の支払義務は料金の算定期間の翌日に発生し、支払期日は支払義務発生日の翌日から起算して40日目までといたします。なお、お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(7) 違約金

お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れたときには、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内に当社が決定した期間といたします。

16. 電気料金単価

〔凡例〕 キロワット＝kW、キロワット時＝kWh、キロボルトアンペア＝kVA、夏季＝毎年7月1日から9月30日までの期間、その他季＝毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間

■ 電灯プラン

【北海道エリア】

	区分	単価（税込）
基本料金	1kWにつき	393円80銭
電力量料金	最初の280kWhまでの1kWhにつき	36円87銭
	280kWhをこえる1kWhにつき	40円51銭

最低月額料金	1 契約につき	342 円 29 銭
--------	---------	------------

【東北エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	369 円 60 銭
電力量料金	最初の300kWh までの 1kWh につき	33 円 75 銭
	300kWh をこえる 1kWh につき	38 円 95 銭
最低月額料金	1 契約につき	346 円 71 銭

【中部エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	297 円 00 銭
電力量料金	最初の300kWh までの 1kWh につき	23 円 87 銭
	300kWh をこえる 1kWh につき	26 円 23 銭
最低月額料金	1 契約につき	266 円 06 銭

【北陸エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	302 円 50 銭
電力量料金	最初の300kWh までの 1kWh につき	29 円 69 銭
	300kWh をこえる 1kWh につき	32 円 21 銭
最低月額料金	1 契約につき	259 円 06 銭

【関西エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	276 円 38 銭
電力量料金	最初の300kWh までの 1kWh につき	23 円 29 銭
	300kWh をこえる 1kWh につき	22 円 89 銭
最低月額料金	1 契約につき	433 円 41 銭

【中国エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	431 円 90 銭
電力量料金	最初の300kWh までの 1kWh につき	33 円 59 銭
	300kWh をこえる 1kWh につき	36 円 79 銭
最低月額料金	1 契約につき	712 円 67 銭

【四国エリア】

	区分	単価 (税込)
--	----	---------

基本料金	1kW につき	397 円 10 銭
電力量料金	最初の300kWh までの 1kWh につき	30 円 39 銭
	300kWh をこえる 1kWh につき	34 円 44 銭
最低月額料金	1 契約につき	667 円 00 銭

【九州エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	316 円 24 銭
電力量料金	最初の300kWh までの 1kWh につき	21 円 46 銭
	300kWh をこえる 1kWh につき	23 円 84 銭
最低月額料金	1 契約につき	334 円 26 銭

■ 電灯フラットプラン

【北海道エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	378 円 18 銭
電力量料金	最初の120kWh までの 1kWh につき	32 円 56 銭
	120kWh をこえ 280kWh までの 1kWh につき	38 円 66 銭
	280kWh をこえる 1kWh につき	42 円 27 銭
最低月額料金	1 契約につき	342 円 29 銭

【東北エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	358 円 51 銭
電力量料金	最初の120kWh までの 1kWh につき	28 円 82 銭
	120kWh をこえ 300kWh までの 1kWh につき	35 円 37 銭
	300kWh をこえる 1kWh につき	39 円 20 銭
最低月額料金	1 契約につき	346 円 71 銭

【中部エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	288 円 09 銭
電力量料金	最初の120kWh までの 1kWh につき	20 円 69 銭
	120kWh をこえ 300kWh までの	25 円 03 銭

	1kWhにつき	
	300kWh をこえる 1kWhにつき	27 円 89 銭
最低月額料金	1 契約につき	266 円 06 銭

【北陸エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kWにつき	295 円 24 銭
電力量料金	最初の120kWhまでの 1kWhにつき	27 円 02 円
	120kWhをこえ 300kWhまでの 1kWhにつき	30 円 79 銭
	300kWh をこえる 1kWhにつき	32 円 45 銭
最低月額料金	1 契約につき	259 円 06 銭

【関西エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kWにつき	404 円 43 銭
電力量料金	最初の120kWhまでの 1kWhにつき	17 円 37 銭
	120kWhをこえ 300kWhまでの 1kWhにつき	20 円 48 銭
	300kWh をこえる 1kWhにつき	22 円 90 銭
最低月額料金	1 契約につき	—

【中国エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kWにつき	418 円 94 銭
電力量料金	最初の120kWhまでの 1kWhにつき	29 円 24 銭
	120kWhをこえ 300kWhまでの 1kWhにつき	35 円 14 銭
	300kWh をこえる 1kWhにつき	36 円 96 銭
最低月額料金	1 契約につき	—

【四国エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kWにつき	385 円 19 銭
電力量料金	最初の120kWhまでの 1kWhにつき	26 円 44 銭
	120kWhをこえ 300kWhまでの 1kWhにつき	31 円 81 銭

	300kWh をこえる 1kWhにつき	34 円 64 銭
最低月額料金	1 契約につき	—

【九州エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kWにつき	306 円 75 銭
電力量料金	最初の120kWhまでの 1kWhにつき	17 円 73 銭
	120kWhをこえ 300kWhまでの 1kWhにつき	23 円 16 銭
	300kWh をこえる 1kWhにつき	26 円 07 銭
最低月額料金	1 契約につき	334 円 26 銭

■ 電灯フラットプランS

【北海道エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kWにつき	378 円 18 銭
電力量料金	最初の120kWhまでの 1kWhにつき	32 円 56 銭
	120kWhをこえ 280kWhまでの 1kWhにつき	38 円 66 銭
	280kWh をこえる 1kWhにつき	39 円 55 銭

【東北エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kWにつき	358 円 51 銭
電力量料金	最初の120kWhまでの 1kWhにつき	28 円 82 銭
	120kWhをこえ 300kWhまでの 1kWhにつき	35 円 37 銭
	300kWh をこえる 1kWhにつき	36 円 37 銭

【中部エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kWにつき	288 円 09 銭
電力量料金	最初の120kWhまでの 1kWhにつき	20 円 69 銭
	120kWhをこえ 300kWhまでの 1kWhにつき	25 円 03 銭
	300kWh をこえる 1kWhにつき	26 円 45 銭

	つき	
--	----	--

【北陸エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	293 円 43 銭
電力量料金	最初の 120kWh までの 1kWh につき	27 円 02 銭
	120kWh をこえ 300kWh までの 1kWh につき	30 円 79 銭
	300kWh をこえる 1kWh につき	31 円 75 銭

【関西エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	404 円 43 銭
電力量料金	最初の 120kWh までの 1kWh につき	17 円 37 銭
	120kWh をこえ 300kWh までの 1kWh につき	20 円 48 銭
	300kWh をこえる 1kWh につき	21 円 20 銭

【中国エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	418 円 94 銭
電力量料金	最初の 120kWh までの 1kWh につき	29 円 24 銭
	120kWh をこえ 300kWh までの 1kWh につき	35 円 14 銭
	300kWh をこえる 1kWh につき	34 円 29 銭

【四国エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	385 円 19 銭
電力量料金	最初の 120kWh までの 1kWh につき	26 円 44 銭
	120kWh をこえ 300kWh までの 1kWh につき	31 円 81 銭
	300kWh をこえる 1kWh につき	32 円 14 銭

【九州エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	306 円 75 銭
電力量料金	最初の 120kWh までの 1kWh	17 円 73 銭

	につき	
	120kWh をこえ 300kWh までの 1kWh につき	23 円 16 銭
	300kWh をこえる 1kWh につき	24 円 19 銭

■ 電灯フラットプランA

【関西エリア】

	区分	単価 (税込)
最低料金	1 契約につき 最初の 15kWh まで	420 円 41 銭
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh までの 1kWh につき	19 円 70 銭
	120kWh をこえ 300kWh までの 1kWh につき	24 円 93 銭
	300kWh をこえる 1kWh につき	27 円 82 銭

【中国エリア】

	区分	単価 (税込)
最低料金	1 契約につき 最初の 15kWh まで	691 円 29 銭
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh までの 1kWh につき	31 円 85 銭
	120kWh をこえ 300kWh までの 1kWh につき	38 円 32 銭
	300kWh をこえる 1kWh につき	40 円 38 銭

【四国エリア】

	区分	単価 (税込)
最低料金	1 契約につき 最初の 11kWh まで	646 円 99 銭
電力量料金	11kWh をこえ 120kWh までの 1kWh につき	29 円 74 銭
	120kWh をこえ 300kWh までの 1kWh につき	36 円 16 銭
	300kWh をこえる 1kWh につき	39 円 57 銭

■ 電灯フラットプランN

【東北エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1 契約につき 6kVA まで	2,979 円 50 銭
	6kVA をこえる 1kVA につき	496 円 58 銭
電力量料金	夏季	38 円 82 銭
	その他季	36 円 29 銭

【中部エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	294 円 03 銭
電力量料金	最初の 120kWh までの 1kWh につき	21 円 61 銭
	120kWh をこえ 300kWh までの 1kWh につき	25 円 54 銭
	300kWh をこ える 1kWh に つき	27 円 04 銭

【関西エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	386 円 92 銭
電力量料金	最初の 120kWh までの 1kWh につき	16 円 62 銭
	120kWh をこえ 300kWh までの 1kWh につき	19 円 67 銭
	300kWh をこ える 1kWh に つき	22 円 45 銭

【九州エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	313 円 08 銭
電力量料金	夏季	23 円 64 銭
	その他季	23 円 64 銭

■ 動力プラン

【北海道エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	1,282 円 58 銭
電力量料金	夏季	26 円 68 銭
	その他季	26 円 68 銭

【東北エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	1,225 円 66 銭
電力量料金	夏季	27 円 22 銭
	その他季	25 円 77 銭

【中部エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	1,080 円 80 銭

		銭
電力量料金	夏季	17 円 09 銭
	その他季	15 円 54 銭

【北陸エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	1,147 円 83 銭
電力量料金	夏季	21 円 82 銭
	その他季	20 円 76 銭

【関西エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	1,006 円 20 銭
電力量料金	夏季	14 円 25 銭
	その他季	12 円 79 銭

【中国エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	1,051 円 56 銭
電力量料金	夏季	26 円 98 銭
	その他季	25 円 69 銭

【四国エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	1,087 円 14 銭
電力量料金	夏季	25 円 98 銭
	その他季	24 円 54 銭

【九州エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	931 円 89 銭
電力量料金	夏季	17 円 27 銭
	その他季	15 円 58 銭

■ 低圧電力プラン

【北海道エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	1,302 円 95 銭
電力量料金	夏季	26 円 68 銭
	その他季	26 円 68 銭

【東北エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	1,235 円 85 銭
電力量料金	夏季	27 円 22 銭
	その他季	25 円 77 銭

【中部エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	1,119 円 80 銭
電力量料金	夏季	17 円 09 銭
	その他季	15 円 54 銭

【北陸エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	1,165 円 18 銭
電力量料金	夏季	21 円 82 銭
	その他季	20 円 76 銭

【関西エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	1,045 円 80 銭
電力量料金	夏季	14 円 43 銭
	その他季	12 円 95 銭

【中国エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	1,090 円 46 銭
電力量料金	夏季	26 円 98 銭
	その他季	25 円 69 銭

【四国エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	1,124 円 52 銭
電力量料金	夏季	25 円 98 銭
	その他季	24 円 54 銭

【九州エリア】

	区分	単価 (税込)
基本料金	1kW につき	972 円 07 銭
電力量料金	夏季	17 円 27 銭
	その他季	15 円 58 銭

17. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

18. 燃料費調整額

(1) 燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1ト

ン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1173$$

$$\beta = 0.0643$$

$$\gamma = 1.1607$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{(5)の基準単価}) \times \frac{1,000}{35,600 \text{ 円}}$$

(4) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

燃料費調整単価 適用期間	平均燃料価格 算定期間
毎年1月の料金に係る計量期間等	前年の11月1日から11月30日までの期間
毎年2月の料金に係る計量期間等	前年の12月1日から12月31日までの期間
毎年3月の料金に係る計量期間等	その年の1月1日から1月31日までの期間
毎年4月の料金に係る計量期間等	その年の2月1日から2月28日までの期間（閏年の場合は、2月29日までの期間）
毎年5月の料金に係る計量期間等	その年の3月1日から3月31日までの期間
毎年6月の料金に係る計量期間等	その年の4月1日から4月30日までの期間
毎年7月の料金に係る計量期間等	その年の5月1日から5月31日までの期間
毎年8月の料金に係る計量期間等	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年9月の料金に係る計量期間等	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年10月の料金に係る計量	その年の8月1日から8月31日までの期間

期間等	
毎年 11 月の料金に係る計量期間等	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 12 月の料金に係る計量期間等	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間

(5) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

供給エリア	基準燃料単価 1 キロワット時につき
北海道エリア	15 銭 1 厘
東北エリア	15 銭 2 厘
中部エリア	15 銭 0 厘
北陸エリア	15 銭 1 厘
関西エリア	15 銭 1 厘
中国エリア	15 銭 1 厘
四国エリア	15 銭 1 厘
九州エリア	15 銭 2 厘

(6) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、各月ごとに定めた燃料費調整単価を当社が適切と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

19. 市場価格調整額

(1) 市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に (3) によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、供給エリアごとに、各平均市場価格算定期間における各日の 24 時間（0 時 00 分から 24 時 00 分までの時間帯をいいます。）のエリアプライスの単純平均値をいいます。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって供給エリアごとに算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - (5) \text{の基準市場価格}) \times (6) \text{の基準市場単価}$$

(4) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。ただし、計量期間等の始期が毎月初日のお客さまの各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、あらか

じめお客さまにお知らせした場合を除き、次の市場価格調整単価適用期間の各月の前月の料金に係る計量期間等といたします。

市場価格調整 単価 適用期間	平均市場価格 算定期間
毎年 1 月の料金に係る計量期間等	前年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 2 月の料金に係る計量期間等	その年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 3 月の料金に係る計量期間等	その年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年の場合は、2 月 29 日までの期間）
毎年 4 月の料金に係る計量期間等	その年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 5 月の料金に係る計量期間等	その年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 6 月の料金に係る計量期間等	その年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間
毎年 7 月の料金に係る計量期間等	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 8 月の料金に係る計量期間等	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 9 月の料金に係る計量期間等	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 10 月の料金に係る計量期間等	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 11 月の料金に係る計量期間等	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 12 月の料金に係る計量期間等	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間

(5) 基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

供給エリア	基準市場価格 1 キロワット時につき
北海道エリア	8 円 80 銭
東北エリア	10 円 47 銭
中部エリア	10 円 87 銭
北陸エリア	10 円 59 銭
関西エリア	10 円 59 銭
中国エリア	8 円 99 銭

四国エリア	8 円 76 銭
九州エリア	8 円 94 銭

(6) 基準市場単価

各月の基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、エリアごとおよび年度ごとに定め、当社が適当と判断する方法により、原則として当該年度が開始する2月前までに、お客さまにお知らせいたします。なお、当社から別段のお知らせを行わない限り、前年度の基準市場単価を継続して適用するものといたします。

2026 年度の基準市場単価は、次のとおりといたします。

【北海道エリア】

市場価格調整単価 適用期間	1 キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	49 銭 6 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	49 銭 6 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	41 銭 5 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	41 銭 5 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	41 銭 5 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	41 銭 5 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	51 銭 5 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	51 銭 5 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	51 銭 5 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	41 銭 5 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	41 銭 5 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	49 銭 6 厘

【東北エリア】

市場価格調整単価 適用期間	1 キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	49 銭 9 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	49 銭 9 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	41 銭 7 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	41 銭 7 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	41 銭 7 厘

間等	
毎年6月の料金に係る計量期間等	41 銭 7 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	51 銭 8 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	51 銭 8 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	51 銭 8 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	41 銭 7 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	41 銭 7 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	49 銭 9 厘

【中部エリア】

市場価格調整単価 適用期間	1 キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	49 銭 2 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	49 銭 2 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	41 銭 1 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	41 銭 1 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	41 銭 1 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	41 銭 1 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	51 銭 0 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	51 銭 0 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	51 銭 0 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	41 銭 1 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	41 銭 1 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	49 銭 2 厘

【北陸エリア】

市場価格調整単価 適用期間	1 キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	49 銭 5 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	49 銭 5 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘

間等	
毎年5月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	51 銭 4 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	51 銭 4 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	51 銭 4 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	49 銭 5 厘

【関西エリア】

市場価格調整単価 適用期間	1 キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	49 銭 5 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	49 銭 5 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	51 銭 4 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	51 銭 4 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	51 銭 4 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	49 銭 5 厘

【中国エリア】

市場価格調整単価 適用期間	1 キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	49 銭 5 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	49 銭 5 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘

間等	
毎年4月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	51 銭 4 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	51 銭 4 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	51 銭 4 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	41 銭 4 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	49 銭 5 厘

【四国エリア】

市場価格調整単価 適用期間	1 キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	49 銭 7 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	49 銭 7 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	41 銭 6 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	41 銭 6 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	41 銭 6 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	41 銭 6 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	51 銭 6 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	51 銭 6 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	51 銭 6 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	41 銭 6 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	41 銭 6 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	49 銭 7 厘

【九州エリア】

市場価格調整単価 適用期間	1 キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	49 銭 9 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	49 銭 9 厘

間等	
毎年3月の料金に係る計量期間等	41 銭 8 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	41 銭 8 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	41 銭 8 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	41 銭 8 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	51 銭 9 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	51 銭 9 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	51 銭 9 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	41 銭 8 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	41 銭 8 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	49 銭 9 厘

(7) 市場価格調整単価等のお知らせ

当社は、各月ごとに定めた市場価格調整単価を当社が適切と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

20. その他調整額

その他調整額は、その1月の使用電力量に、その他調整額単価を適用して算定いたします。なお、その他調整額単価は3円80銭（消費税等相当額を含みます。）といたします。なお、当社は毎月、その他調整額単価の見直しを行なうことがあります。

お問い合わせ先

株式会社U-POWER

USENエネルギーカスタマーセンター

電話：0120-866-440

受付時間：9:00～22:30（年中無休）